

各種スポーツ大会派遣費補助金交付要綱

【交付目的】

第1条 本村のスポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会に出場する村民の負担軽減を図ることを目的とする。

【交付要件及び交付対象】

第2条 競技団体及び公共団体等が主催、または後援する全県大会において優勝または準優勝し、東北大会または全国大会の出場権を得た団体及び個人（監督1名、コーチ1名、大会登録選手）を交付対象とする。

2 東北大会または全国大会への派遣にあたっては、2年間連続した場合は、その翌年は交付対象外とし、交付は年度内に1回とする。但し、村長が特に必要と認めた場合は交付対象とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、児童生徒が出場する大会に限り、東北大会または全国大会への参加条件を満たし、村のスポーツ振興の発展に寄与すると村長が特に認めた場合は交付対象とする。

4 児童生徒5名以上が交付対象となる場合は、引率者1名を交付対象とすることができる。

5 当該事業に対し、村から他の補助金の交付を受けている場合は交付対象としない。

【交付額】

第3条 補助金の交付額は、大潟村職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第8号）及び大潟村職員等の旅費に関する規則（昭和51年規則第13号）に基づくこととし、行政職給料表3級に該当する旅費から日当を除いた額に2分の1を乗じた額を交付する。

なお、1,000円未満は、切り捨てとする。

2 出場する大会主催者からの助成金がある場合は、前項による額から助成額を控除した額を交付する。

3 大会出場料は、全額支給する。

【補助金交付申請】

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を村長へ提出しなければならない。

【確認】

第5条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、事実の確認を行うものとする。

【交付】

第6条 村長は、前項の規定による事実の確認を行い適当と認める場合には、補助金を交

付するものとする。

【実績報告書】

第7条 実績報告書には、補助対象者が大会に参加したことが確認できる写真を添付すること。また、大会等に参加した所感を記載した書類も添付すること。

【その他事項】

第8条 事務手続き及びその他の事項については、大潟村補助金交付規則（昭和 47 年 7 月 1 日大潟村規則第2号）による他、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
2. この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。
3. この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。
4. この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。
5. この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。
6. この改正要綱は、平成24年5月1日から施行する。
7. この改正要綱は、平成26年11月14日から施行する。
8. この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。